第六十一条　追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第六十二条　特定の約束に係る表

1　附属書六の特定の約束に係る表は、特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2　第五十九条及び第六十条のいずれの規定にも適合しない措置は、第五十九条に関する欄に記載する。その記載は、第六十条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

第六十三条　最恵国待遇

一方の締約国は、この協定の効力発生の後に第三国とサービスの貿易に関する協定を締結する場合には、当該第三国とのサービスの貿易に関する協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する。そのような待遇をこの協定に組み込むに当たっては、この協定に基づいて各締約国が行う約束の全体的な均衡が維持されるべきである。

第六十四条　国内規制

1　各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、一般に適用される全ての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を負う当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

3　2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4　締約国の権限のある当局は、特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

5　両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に従って作成される国内規制に関する規律（資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関する措置を含む。）について、これらの規律をこの章に組み込み、及びこれによりそのような国内規制がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、共同で討議する。両締約国は、これらの要件、手続及び基準が特に次の(a)から(c)までの基準に適合することを確保することが当該規律の目的であることに留意する。

(a)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

6　締約国は、5にいうサービス貿易一般協定に基づいて作成される規律が組み込まれるまでの間、附属書六の自国の特定の約束に係る表に規定する条件及び制限に従うことを条件として当該表に記載した分野において、次のいずれかの態様により自国の特定の約束を無効にし、又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(a)　5(a)から(c)までに規定する基準に適合しない態様

(b)　当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかった態様

7　締約国が6の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国が適用する関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注釈　「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

8　各締約国は、自由職業サービスに関して特定の約束を行った分野において、他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。

第六十五条　承認

1　一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　両締約国は、特定のサービスの分野について得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認する可能性に関し、この協定の効力発生の後三年以内に結論に達することを目的として交渉を開始する。

3　両締約国は、一方の締約国から他方の締約国への書面による要請があった場合には、規制されているサービスの分野におけるそれぞれの専門職能団体に対し、当該サービスの分野において、得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を相互に承認するための取決めにつき、早期に成果を上げることを目的として交渉し、十二箇月以内にそのような取決めを締結するよう奨励する。これらの専門職能団体が、そのような取決めの詳細について合意に達することにつき遅れが生じ、又は合意に至らなかった場合でも、この3の規定に基づく締約国の義務の違反とはみなされず、第十四章の規定は適用されない。専門職能団体による交渉の進捗状況は、両締約国によって、第十四条の規定に基づいて設置される合同委員会において定期的に検討される。

4　一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を協定又は取決めに基づいて承認する場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第六十六条　透明性

1　第四条2に規定する権限のある当局は、他方の締約国又は他方の締約国のサービス提供者の要請があった場合には、照会所を通じて、同条に規定する事項（免許及び資格の要件及び手続を含む。）に関して、速やかに、当該他方の締約国又は当該他方の締約国のサービス提供者の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国又は当該他方の締約国のサービス提供者に情報を提供する。当該照会所については、この協定の効力発生の日に、外交上の公文により他方の締約国に通報する。

2　各締約国は、中央政府並びに日本国については都道府県、インドについては州政府及び連邦直轄地の政府が維持する第五十九条又は第六十条の規定に適合しない全ての現行の措置であって、この章の規定の対象とされているもの（これらの措置が附属書六の自国の特定の約束に係る表に含まれているか否かを問わない。）を記載した表を作成し、他方の締約国に送付し、及び公表するよう努める。当該表は、次の要素を含むものとし、毎年見直しを行い、必要に応じて改定する。

(a)　分野及び小分野又は事項

(b)　適合しない規定（市場アクセス又は内国民待遇に係るもの）の種類